

# 荷主と運送人の責任範囲テーマにセミナー

## 改正商法の複合運送に関する新規定解説

三井住友海上、インターリンク、NVOCC CLUB

三井住友海上と、インターリンク、NPO法人NVOCC CLUBは8月29日、東京都千代田区の三井住友海上駿河台新館で「荷主と運送人の責任範囲〜改正商法について〜」と題してセミナーを開催した。講師はこれまで多くの海事案件に携わってきた岡部・山口法律事務所の中野修司弁護士が務めた。山口氏はB/Lにおける荷主と運送人それぞれの責任を背景となる判例を基に解説。2018年5月に参院本会議で可決された運送に関する「改正商法」の内容にも触れながら、時代の変化に合わせた「複合運送」に関する新たな規定や、荷送人の通知義務について説明した。

### 荷送人に危険物に関する通知義務が課される

更点の解説などを交えながら、荷主と運送人の責任範囲について説明した。

山口氏は、18年5月18日に参院本会議で可決、成立した運送に関する取引規定を見直す改正商法は1年以内に施行されることになっているとし、同法の重要な変更として、「この義務に違反した場合、推定された過失責任



山口氏

と解釈され、陸上、海上、航空運送を問わず適用される。過失責任といえども、責任を免れるために注意義務を尽くす必要がある。NVOCCは通常過失はないと考えられるが、外国では責任を負わされる可能性がある」と指摘した。

また、同法581条の荷受人の権利に関する規律によって①荷受人は運送品が到達地に到着し、または運送品の全部が滅失したときは運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する②①の場合において、荷受人が運送品の引き渡し、またはその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、その権利を行使することができないこととなったと述べた。

同法577条1項の高価品の特則に関しては、「貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するにあたりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない」とし、同法589条によって運送人に対して不法行為請求する場合にも高価品の特則は適用される

は、それぞれの運送においてその運送品の滅失等の原因が生じた場合にそれぞれが適用されることとなるが国の法令又はわが国が締結した条約の規定に従う前項の規定は、陸上運送であつてその区間に異なる2以上の法令が適用されるものを1の契約で引き受けた場合について準用する」と述べた。

また、国際海上物品運送法9条、改正商法760条では「運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもって善意の船荷証券所持人に対抗することができない」と規定しており、船荷証券に外装上良好な状態で受領された(船積みされた)と記載されていれば、運送人は荷主に対して、貨物受領時に既に破損していたと言つことはできないとし、「荷主は現行の国際海上物品運送法、今後施行される改正商法、ならびに荷揚げ地で貨物が壊れていることをもって運送中に貨物が損害を被つたことを立証できる」と話した。

損害賠償金額については現行の国際海上物品運送法第12条の2で規定していたが、改正商法の成立に伴って、国際海上物品運送法第8条になると説明。この規定によつて、運送品の損害賠償額は到達地の価格で定める

### 運送品の損害賠償額は到達地の価格で定める

運送中の事故については、荷主が運送人に損害賠償を請求するに当たって船積み時に貨物が正常な状態だったことを立証する助けとなるのが、現



参加者は熱心に聴講した

行の国際海上物品運送法7条1項3号、改正商法758条1項3号で、船積み時の外部から認められる運送品の状態を船荷証券に記載することを定めている」と説明した。

また、国際海上物品運送法9条、改正商法760条では「運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもって善意の船荷証券所持人に対抗することができない」と規定しており、船荷証券に外装上良好な状態で受領された(船積みされた)と記載されていれば、運送人は荷主に対して、貨物受領時に既に破損していたと言つことはできないとし、「荷主は現行の国際海上物品運送法、今後施行される改正商法、ならびに荷揚げ地で貨物が壊れていることをもって運送中に貨物が損害を被つたことを立証できる」と話した。

出訴期限については、現行の国際海上物品運送法14条1項、改正商法585条1項で、運送品に関する運送人の責任は、運送品が引き渡された日(全部滅失の場合には引き渡されるべき日)から、1年以内に裁判上の請求がなされない限り消滅すると定められていると説明した。さらに、現行の国際海上物品運送法14条2項、改正商法585条2項で、除斥期間は当事者の合意に基づいて延長できることになっているとした。

第三者への求償に関しては、「現行の国際海上物品運送法14条3項、改正商法585条3項の規定によって、運送人がさらに第三者に下請運送させた場合、運送人の下請運送人に対する求償権の除斥期間を若干延長し、訴訟提起を受けたときから3カ月以内に訴えを提起すれば有効である。これは求償権の行使を保証しようとするものである。商法改正により、国内運送も同様になる」と話した。

今回の商法改正で初めて設けられた複合運送に関する規定については、▽陸上運送、海上運送又は航空運送のうち、2以上の運送を1の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任